



本庄市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月21日

本庄市監査委員 澤野 高雄

本庄市監査委員 早野 清

住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和 8 年 3 月 2 5 日

3 請求の内容

住民監査請求書

本庄市監査委員 様

1 請求の趣旨

(1) 請求の対象とする職員

本庄市教育委員会教育長、本庄市長

(2) 請求に係る不当な財務会計上の行為

児玉郡本庄市教育研究会(以下「当該団体」という)に対する、令和 5 年度(198,000 円)、令和 6 年度(203,500 円)、および令和 7 年度(141,560 円)の「負担金」の支出決定および支出行為

補正：当該負担金支出の積算根拠の欠如、規約の不存在、および算出方法の不透明さといった財務会計上の不当な実態については、令和 8 年 3 月 1 9 日付の公文書公開決定(および不存在決定)通知を受けるまで、市民(請求者)が客観的に知ることは不可能であった。本請求は、情報公開によって初めて当該行為の違法・不当性を認識し得た日から 1 年以内に行うものであり、地方自治法第 2 4 2 条第 2 項の『正当な理由』に該当する

(3) 不当・不適切であるとする理由

①規則および市基本方針への違反、ならびに無審査による公金支出

「本庄市補助金等交付規則」第 2 条において、負担金は「補助金等」に含まれると定義されている。また、「補助金等の適正化に関する基本方針」第 2 の 2 では、市が任意に加入する団体等への負担金について、「会計が適切に処理及び管理されていること」を確認し、「必要性・適切性・効率性・効果」を検証する義務を定めている。しかし、市教委は

当該団体の規約(会則)すら保持しておらず、組織実態や会計の透明性を把握しないまま支出を決定した。市教委は情報公開請求の過程において、「会員が教員であるため審査は不要」という趣旨の主張を行っているが、そもそも規約を保持していない以上、当該団体の会員資格が教員に限定されているという客観的な根拠すら市教委は持ち合わせていない。

根拠資料(規約)がないまま、主観的な憶測に基づき「教員団体である」と断定して適正な審査を回避し、多額の公金を支出する行為は、同規則第3条(公正かつ効率的な使用の責務)および上記基本方針に対する明白な違反である。(別添1参照)

②事実と異なる公文書回答、および根拠資料の不適切な管理

令和6年度の負担金について、令和8年3月19日付の通知(本教学発第1987号)では「依頼時に内訳書が添付されていなかったため公文書は不存在」と回答している。しかし、実際の団体からの納入依頼書には「別紙『負担金内訳書』を同封いたしました」との明記がある。また、開示された請求書には「500円×人数」という具体的な内訳が印字されている。これらを「不存在」と回答した事実は、意図的な情報の隠蔽、あるいは内容を確認せずに漫然と決裁(公金の支出命令)を行った財務管理上の重大な過失を示すものである。

(別添1および別添4参照)

③個人情報の不当な利用と強制加入の助長

市教委は、各教職員が入会に同意した事実がないにもかかわらず、市が把握する教職員数(407名)をそのまま算出根拠として団体に利用させ、公金を支出している。これは任意団体への強制加入を市が公金をもって追認・助長する行為であり、公金管理における裁量権の著しい逸脱である。

④令和7年度分に係る情報公開の意図的な欠落

請求者は令和8年3月3日付の公開請求において「直近3年度分」を求めたが、市教委は最新の令和7年度分について回答を避けた。しかし、現に「令和7年度支出負担行為決議書兼支出命令書(起案日:令和7年7月16日)」が存在しており、最新年度の文書を回答から除外した行為は、不都合な情報を隠蔽しようとする不誠実な行政姿勢の表れである。

(別添2参照)

補正：令和８年３月３日付の公開請求において求めた内容は以下の通りです。

- ・令和５年度、令和６年度、および令和７年度の『児玉郡本庄市教育研究会負担金』に係る支出負担行為決議書、支出命令書、ならびに納入依頼書・内訳書等の積算根拠となる一切の文書

⑤実数確認(会員名簿)の放棄と架空請求の容認

市教委は、人数の裏付けとなる会員名簿等を一切確認せず、団体が作成した数字のみを根拠に公金を支出している。

- ・検証義務の不履行：「内訳書はない」との回答は、団体が主張する人数の正確性を検証するプロセスが欠落している証拠である。
- ・不適切な財務執行：名簿照合を行わない運用は、過大請求や架空請求を容易に許容するものであり、善管注意義務に著しく反する。
- ・「強制加入」の事務的固定化：令和６年度の負担金納入依頼書において、団体側が「貴管下の会員数」という表現を用いている事実が目すべきである。これは、個々の教職員に入会の意思を確認した「実会員数」ではなく、市教委の管理下にある職員定数をそのまま会員数として一括請求させている証拠である。市教委がこの異常な請求を無批判に受け入れ公金を支出している行為は、憲法が保障する個人の「結社の自由」を無視した強制加入を、事務手続上、組織的に固定化させるものである。

(４) 求める措置

上記支出決定の取り消し、および不当に支出された公金の返還。あわせて、管理実態のない団体への強制加入を前提とした算出方法の即時廃止を求める。

２ 請求者

(略)

令和８年３月１９日

(以上、本庄市住民監査請求書補正後の原文を掲載)

添付資料

別紙１ 令和８年３月１９日付け本教学発第１９８７号公文書の不存在決

定通知書

別紙 2 支出負担行為決議書兼支出命令書（令和 6 年度、令和 7 年度）

別紙 3 令和 6 年度児玉郡本庄市教育研究会負担金の納入について（依頼）

別紙 4 令和 6 年度児玉郡本庄市教育研究会負担金請求書（小学校、中学校）

- ・補助金等の適正化に関する基本方針（平成 18 年 4 月・本庄市）
- ・令和 8 年 3 月 18 日付け本企発第 393 号公文書の不存在決定通知書

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 4 月 10 日付けでこれを受理することとした。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては法第 199 条の 2 の規定による除斥の対象とならない。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度児玉郡本庄市教育研究会（以下「研究会」という。）に係る負担金支出に関する事務とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を本庄市教育委員会事務局学校教育課（以下「学校教育課」という。）とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述聴取は、請求人から希望しない旨の申出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である学校教育課職員に対し、令和8年4月13日に事実確認のため弁明書及び質問書への回答書の提出を依頼し、令和8年4月20日に弁明書、回答書及び証拠書類を受理し、令和8年4月27日に陳述聴取を行った。回答書及び陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求書にある会員数が正当であると判断し、負担金内訳書を確認せずに支出を決定したことについて

本件負担金は、各年度の5月1日現在の市内の小中学校に勤務する県費負担教職員数(臨時的任用教員を含む。)を基に支出しており、請求書に記載の会員数は、その人数の内数字であったことから、休職等により在籍していない教職員を除いた人数であると理解し、研究会の事務局にその内訳を確認することなく支出した。

(2) 個人情報の不当な利用と研究会への強制加入の助長について

入会手続については、各小中学校で行っているため、関与しておらず、入会についての指示もしていない。

(3) 令和7年度分に係る情報公開の意図的な欠落について

当該公文書は、令和8年2月9日付け本教学発1816号において既に公開済みの公文書である。再度、請求人から令和8年3月3日に同公文書の情報公開請求があったため、公開済公文書として送付すべきところ、令和8年2月9日に公開済みであった別の公文書を公開済公文書として誤って送付してしまったものである。当該公文書の存在を隠蔽したわけではないが、送付時の事務的ミスにより、請求者に不要な不信感を抱かせたと考えている。

(4) 負担金の支出にあたり、予算・決算状況、事業内容等を十分に把握しているか

当該負担金は、本庄市補助金等交付規則第2条第1項の負担金と

は異なるものと認識しており、事業を共催していない研究会の予算・決算状況及び活動内容については、支出の根拠書類等の提出を特に求めていなかった。しかし、今後は、規約、総会資料、会計報告等の報告を求め、会員数についても把握していくよう、事務の改善を図っていく。

また、研究会の活動については、1年間の活動等をまとめた「研究集録」が提出され把握しており、引き続き研究会の活動について確認していく。

6 監査の期間

令和8年3月25日から令和8年5月13日まで

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求のうち、事実と異なる公文書回答及び根拠資料の不適切な管理、個人情報への不当な利用と強制加入の助長及び令和7年度分に係る情報公開の意図的な欠落については、請求の要件を審査した結果、法第242条第1項に規定する要件を具備しないものと判断し、監査の対象としないこととし、支出決定の取り消し及び支出された公金の返還については、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（要件を具備しないもの及び理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

関係職員である学校教育課職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（1）児玉郡本庄市教育研究会負担金請求書の積算根拠である会員数の適正性について

学校教育課職員の陳述では、「会員については児玉郡本庄市教育研究会負担金の納入について（依頼）に積算根拠として、当該年度の5月1日現在、郡市内の小・中学校に勤務する県費負担教職員（臨時的任用教員を含む）と記載されており、学校教育課で把握している教職員数の内数字であったため、会員数が正当であるかま

での正確な確認は行っていない。」とのことだったため、後日、学校教育課を通じて、令和５年度及び令和６年度の児玉郡市本庄市教育研究会負担金の納入について（依頼）に同封されていた負担金内訳書の提出を求め、会員数を確認したところ、請求書に記載された会員数と一致していた。

（２）研究会への負担金支出の適正性について

学校教育課の陳述では、「当該団体は、教員資質向上を目的とした団体で、研究会には３０の部会があり、その活動としては、音楽会、書初め展覧会、美術展などの児童生徒が直接参加する事業も実施している。このことについては、毎年２月に研究集録が提出され各事業の活動内容を把握している。また、上里町、神川町、美里町の先生方と一緒に事業研究会、研修を実施することで視野を広げることができ、事務能力、指導力の向上が見込める。」とのことだったため、学校教育課から提出された「研究集録」により、活動内容を確認したところ、研究会の活動方針に沿った教職員のスキル向上につながる活動の報告や研究の成果などが確認できた。

また、監査資料として提出を求めた令和５年度、令和６年度及び令和７年度の児玉郡本庄市教育研究会総会資料及び埼玉県連合教育研究会評議員会（総会）全体研究協議会資料には、事業報告及び決算報告等が添付されており、当該団体の会計が適切に処理・管理されていること、また繰越金を勘案して負担金額が適正であることなど、教育委員会からの負担金等をもって適正に運営されている実態が把握された。

２ 判断

（１）住民監査請求の対象となる行為について

住民監査請求は法第２４２条第１項で「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めると

き、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

また、住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する機能を与え、もって住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としている。

したがって、住民監査請求の対象となる普通公共団体の執行機関又は職員の行為は、普通公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行為の中でも、普通地方公共団体の財産上何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の損害につながる財務会計上の事務処理にのみ関連するものに限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえ、それが何らかの財務的效果を生じることがあっても、これらを住民監査請求の対象とすることはできない。

よって、本件請求のうち、事実と異なる公文書回答及び根拠資料の不適切な管理、個人情報への不当な利用と強制加入の助長及び令和7年度分に係る情報公開の意図的な欠落については、法第242条第1項に規定する要件を具備しないものと判断し、監査の対象としないこととした。

（２）規則及び市基本方針への違反並びに公金支出の正当性について

ア 本庄市補助金等交付規則第2条第1項では、本庄市補助金等交付規則における、補助金等の用語の説明として、補助金等とは、市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいうと示している。この規則における負担金とは事業共催の場合の負担金であり、児玉郡本庄市教育研究会の負担金とは異なるものであることから、

本庄市補助金等交付規則及び補助金等の適正化に関する基本方針への違反とはいえない。

イ 公金支出の正当性については、当該団体からの負担金納入依頼には貴管理下の会員数とあり、会員とは、児玉郡本庄市教育研究会負担金の納入について（依頼）によれば、当該年度の5月1日現在、郡市内の小・中学校に勤務する県費負担教職員（臨時的任用教員を含む）と記載されている。学校教育課では当該団体の会員数が、把握している教職員数の内数字であることを確認し、支出手続を行っており、過大請求や架空請求を許容しているとはまではいえない。

また、監査資料として提出を求めた児玉郡本庄市教育研究会総会資料及び埼玉県連合教育研究会評議員会（総会）全体研究協議会資料には事業報告、決算報告、事業計画案及び予算案が添付されており、当該団体の会計が、適切に処理・管理されていること、繰越金を勘案して負担金額が適正であることなど、市からの負担金等をもって適正に運営されている事実が確認された。

ウ なお、支出手続については、負担金の伝票処理に関して、支出負担行為決議書兼支出命令書には請求書又は納入通知書を添付するとされており、当該団体からの請求書（内訳500×教職員数の記載あり。）を添付し、支払処理マニュアルに則り適正に負担金の支出を行っている。

（３）まとめ

よって、本件請求に係る財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められず、請求には理由がないものと判断する。

（４）意見

負担金支出についての判断は前述のとおりであるが、監査請求を通じて、本件負担金支出等を見直す機会に触れ、若干の意見を述べさせていただく。

本件負担金支出における請求額の算定等は、学校教育課所有の資料により確認されており、算定上の誤りまでは認められていない。

しかしながら、負担金の納入についての依頼文に添付されている

べき内訳書が添付されていないにも関わらず、学校教育課で保有している資料をもって請求書にある会員数が正しいであろうと判断していたことなど、負担金の支出手続が明確に整備・運用されていたとはいえない実態も把握されている。

既に、要綱等の整備や使途の確認手続など事務改善の検討を進めていると聞くと、引き続き、負担金の原資が税金であることを念頭に、予算・決算、事業内容及び実施状況について十分に把握し、費用対効果についても検討のうえ支出されることを強く望むものである。